

京都市環境影響評価公聴会実施要領

1 趣旨

この要領は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第30条又は第49条に規定する公聴会の開催等について、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第54条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 公述人の選定

- (1) 規則第18条第3号又は第37条第3号に規定する公述人の人数は、10名程度とする。
- (2) 条例第30条第3項又は第49条第3項の規定による届出をした者（以下「公述申出者」という。）が、前号に規定する人数を超過したときは、1人当たりの公述時間の短縮、公聴会の開催時間の延長等、できる限り公述の機会を確保するよう努めるものとする。ただし、公述申出者が多数であって、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公平かつ適正な方法により公述人を選定するものとする。
- (3) 前号ただし書の規定による選定に当たり、同種の意見を有する者が多数あるときは、類似性に配慮する。
- (4) 条例第49条に規定する公聴会における公述内容は、京都市域に係る環境の保全の見地からの意見でなければならない。

3 公述についての通知

- (1) 規則第20条又は第39条に規定する通知をするに当たっては、公述順及び公述時間を記載するものとする。
- (2) 公述順は、条例第30条第3項又は第49条第3項の規定による届出を受け付けた順とする。
- (3) 前項第2号ただし書の規定による選定の結果、公述人に選定されなかった者に対し、その旨を通知するものとする。

4 公聴会の開催

- (1) 1人当たりの公述時間は、10分以内を原則とする。
- (2) 公聴会の開催時間は最大2時間程度とする。

5 公聴会記録書

- (1) 条例第30条第4項又は第49条第4項に規定する公聴会記録書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - ア 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類
 - イ 公聴会の開催の日時及び場所
 - ウ 規則第21条又は第40条に規定する職員の氏名
 - エ 公述人の氏名及び住所
 - オ 公述内容
 - カ 第2項第2号ただし書の規定による選定に漏れた者の住所及び氏名並びにその者に係る規則第19条第3項又は第38条第3項に規定する意見の概要
 - キ その他公聴会の経過及び概要に関する事項
- (2) 条例第30条第4項に規定する公聴会記録書を作成したときは、事業者に送付するほか、公述申出者に送付するものとする。
- (3) 条例第49条第4項に規定する公聴会記録書を作成したときは、事業者及び京都府知事に送付するほか、公述申出者に送付するものとする。

6 公聴会の取りやめの公告

- (1) 条例第30条第3項又は第49条第3項の届出がないときは、公聴会を取りやめるものとする。
- (2) 公聴会を取りやめることとしたときは、その旨及び次に掲げる事項を速やかに公告する。
 - ア 規則第18条第1号又は第37条第1号に掲げる事項
 - イ 当該公聴会の開催予定日時及び場所

附則

この要領は、決定の日（平成11年11月11日）から実施する。

この要領は、決定の日（平成27年2月24日）から実施する。

この要領は、決定の日（令和4年7月1日）から実施する。